

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相談者A : 病気で働けなくなったので、終身保険の保険料の支払いが難しくなってきました。保険会社の営業職員に相談したところ、延長定期保険というものに変更を勧められました。延長定期保険への変更とはどのようなものなのでしょうか。

CFP®認定者 : 延長定期保険への変更とは、保険契約を解約しないで継続するために、保険料の払込を中止して、その時点の解約返戻金を元に、保険金額を変えずに保険を継続することです。保険期間は終身ではなく解約返戻金額に応じて設定されます。

2. 相談者B : 米ドル建ての生命保険加入を勧められています。米ドル建ての生命保険とはどのような保険なのでしょうか。

CFP®認定者 : 米ドル建ての生命保険は、保険料の払込を米ドルで行い、保険金や解約返戻金の支払いも米ドル建てになるという生命保険です。米ドルでの運用を行うため、予定利率は円建ての生命保険に比べて高くなっています。また、保険金を日本円で受け取った場合、為替変動の影響を受けないように設計されています。

3. 相談者C : 夫は、糖尿病性網膜症を発症し、右目を失明してしまいました。加入している生命保険契約において何か保障されるのでしょうか。

CFP®認定者 : 発病から180日以内の一眼の失明でかつ保険料払込期間中であれば、一般には約款所定の身体障害の状態による保険料の払込免除に該当します。速やかに約款を確認された方がよいと思います。

4. 相談者D : リストラで職を失ったため、しばらく保険料が払えなくなりそうです。すでに契約者貸付を限度額まで受けていますが、生命保険は解約したくありません。保障を継続するにはどのような方法がありますか。

CFP®認定者 : 保険料自動振替貸付という方法があります。生命保険契約において、保険料自動振替貸付は、契約者貸付と別枠なので必ず適用できます。保険料自動振替貸付の適用を検討しましょう。

(問題2)

(設問B) 生命保険契約についての保険法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者は遺言によって死亡保険金受取人を変更することができるが、変更前の死亡保険金受取人が死亡保険金を受け取った後は、遺言によって死亡保険金受取人に指定されている者からの請求であっても保険会社は死亡保険金を支払わない。
2. 生命保険契約の解約返戻金について差押えがされており、債権者がその契約の解除をする前に保険金の支払事由が生じた場合、保険会社は保険金のうち解約返戻金相当額を債権者に支払い、残額を保険金受取人に支払う。
3. 保険金受取人が支払事由の発生前に死亡し新たな受取人が指定されていない場合、死亡保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の相続人の代表者が保険金受取人となる。
4. 保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務に違反した場合には、保険会社は保険契約を解除することができるが、保険契約の締結時に保険会社はその事実を知っていたまたは過失によって知らなかったときは、保険会社は保険契約を解除することはできない。

(問題3)

(設問C) 生命保険会社のディスクロズ資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超えた突発的なリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標であり、この比率が100%以上であれば、健全性の基準の一つを満たしていることになる。
2. 基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払い等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を示す指標である。
3. 標準利率とは、行政当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から、標準として定める水準の責任準備金を確実に積み立てるべく義務付けている利率のことである。
4. 責任準備金とは、将来の保険金等の支払いに備え、保険料の一部を積み立てておき、保険金等を安定的に支払えるように準備する金額のことである。

(問題 4)

(設問D) 落合さんは、下記<資料>の生命保険に加入することを検討している。下記<資料>の生命保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款(抜粋)]

第1条～第2条—省略—

第3条 死亡保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (死亡保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき(*1)	死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(*2)の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱(*3)

② 死亡保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 被保険者が死亡保険金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
 - ア. その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
 - イ. 死亡保険金額の全額からアの支払われない死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 - ウ. アの支払われない死亡保険金の部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金(*4)を保険契約者に支払います。
2. 当社は、高度障害保険金(第4条)が支払われた場合には、その後に死亡保険金の請求を受けても、これを支払いません。

(第3条 備考)

- (*1) 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- (*2) 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。
- (*3) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- (*4) 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

第4条 高度障害保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって高度障害保険金を支払います。

種類	支払事由 (高度障害保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても高度障害保険金を支払わない場合)
高度障害保険金	被保険者が、責任開始時(*1)以後に発病した疾病(*2)または発生した傷害によって身体障害表(別表1)の第1級の障害状態に該当したとき(*3)	死亡保険金額と同額	被保険者(*4)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 戦争その他の変乱(*5)

- ② 高度障害保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約は、被保険者が身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
 2. 当会社は、高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金を支払いません。
 3. 被保険者が、責任開始時（*1）前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結、復活（第13条）または復旧（第29条）の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

（第4条 備考）

- （*1）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。
- （*2）「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
- （1）被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 - （2）被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 - （3）被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時
- （*3）責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。
- （*4）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- （*5）被保険者が戦争その他の変乱によって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めるときには、当会社は、その影響の程度に応じ、高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条～第16条一省略一

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- （1）保険金を不法に取得する目的
- （2）他人に保険金を不法に取得させる目的

第19条 告知義務

当会社が、保険契約の締結、復活（第13条）または復旧（第29条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（*1）は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

（第19条 備考）

- （*1）満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第20条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者（*1）が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約（*2）を解除することができます。
- ② 当会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約（*2）を解除することができます。この場合には、保険金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに保険金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金を支払い、または保険料の払込みを免除します。

- ③ 本条の規定による保険契約（*2）の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第25条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

（第20条 備考）

- （*1）満15歳未満のときはその親権者を含みます。
- （*2）復旧（第29条）の場合は、保険金の増額分をいいます。

第21条 保険契約を解除できない場合

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第20条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約（*1）の解除をすることができません。
 - 1. 一省略一
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者（*2）が告知（第19条）をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者（*2）に対し、告知（第19条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 4. 当社が、保険契約の締結、復活（第13条）または復旧（第29条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき
 - 5. 保険契約が責任開始時（*3）の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合（*4）を除きます。
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者（*2）が、第19条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（第21条 備考）

- （*1）復旧（第29条）の場合は、保険金の増額分をいいます。
- （*2）満15歳未満のときはその親権者を含みます。
- （*3）第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。
- （*4）責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金の支払いまたは保険料の払込免除が行なわれていない場合を含みます。

以下一省略一

（別表1）一省略一

- 1. 死亡保険金受取人が複数おり、そのうち1人の故意によって被保険者が死亡した場合、他の死亡保険金受取人にも死亡保険金は支払われない。
- 2. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の請求を受けて、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金は支払われない。
- 3. 不法取得目的により保険契約を締結したときは、保険契約は無効となるが、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻される。
- 4. 保険媒介者が、被保険者に対し告知をしないことを勧めて保険契約を締結した場合でも、保険会社は告知義務違反による解除を行うことができる。

問2

生命保険等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 荒木さんが①2018年中に支払った医療費等、②2018年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。荒木さんの2018年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、荒木さんの2018年分の総所得金額は600万円であり、控除額が最も大きくなるように計算するものとする。

<資料>

① 2018年中に支払った医療費等

	治療等を受けた者	内容	支払金額
(1)	荒木さん本人	入院・手術等の治療費	520,000円
(2)	荒木さん本人	歯の治療費 (一部はポーセレン(セラミック)を使用した自由診療によるもの)	160,000円 (うち自由診療費 120,000円)
(3)	荒木さんの妻	日帰り手術・通院の治療費	50,000円
(4)	荒木さんの妻	薬局で購入した胃腸薬代 (セルフメディケーション税制対象商品)	3,000円
(5)	荒木さんの妻	薬局で購入した風邪薬代 (セルフメディケーション税制対象外商品)	9,000円

(注) 荒木さんの妻は、荒木さんと同居し、生計を一にしている。

② 2018年中に受け取った給付金等

(ア) 高額療養費：30万円（上記①の(1) 荒木さん本人の治療費に係るもの）

(イ) 生命保険からの入院・手術給付金：25万円（上記①の(1) 荒木さん本人の治療費に係るもの）

1. 0.2万円
2. 9.2万円
3. 11.3万円
4. 12.2万円

(問題6)

(設問B) 福岡成美さん(以下「成美さん」という)は夫の宏さんを交通事故で亡くした後、宏さんが被保険者となっていた収入保障保険から、収入保障年金を受け取っている。成美さんが2018年8月に3回目の年金を受け取った場合の、成美さんの2018年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、他に雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：収入保障保険
 契約形態：保険契約者(保険料負担者)・被保険者＝福岡宏
 収入保障年金受取人＝福岡成美
 収入保障年金額：180万円(内訳：年金180万円、配当金0円)
 年金支払回数：13回
 死亡時までの既払込正味保険料総額：117万円
 年金受給権の相続税評価額：2,106万円

<参考式>

- ① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額
 ② 相続税評価割合が50%超の場合の
 総収入金額算入額(課税部分)＝一課税単位当たりの金額(※a)×経過年数(※b)
 ※a 一課税単位当たりの金額＝確定年金の支払総額×課税割合(※c)÷課税単位数(※d)
 ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数(1年未満の端数切捨て)をいう。
 ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。
 ※d 課税単位数＝残存期間年数(※e)×(残存期間年数－1年)÷2
 ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数(1年未満の端数切上げ)をいう。
 ③ 必要経費の金額＝②×(既払込正味保険料総額÷年金総額)
 ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 22,800円
2. 45,600円
3. 68,400円
4. 90,000円

(問題7)

(設問C) 株式会社SA社(以下「SA社」という)は、下記<資料>の生命保険に加入している。この生命保険を代表取締役社長である若杉さんが勇退する際に役員退職慰労金の一部とする予定である。若杉さんの役員退職慰労金の額が、この保険の現物給付と現金を合わせて6,000万円である場合、SA社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、若杉さんの勇退は2年後であり、保険料は20年分を支払い済みで未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

[SA社が現在加入している生命保険]

保険種類：無配当定期保険(長期平準定期保険に該当)

契約日：2001年5月1日

保険契約者：SA社

被保険者：若杉正(契約時年齢50歳)

保険金受取人：SA社

保険金額：1億円

保険期間：100歳満期

年払い保険料：100万円

[勇退時]

勇退時(70歳)までの既払込保険料総額：2,000万円

勇退時(70歳)の解約返戻金：1,600万円

役員退職慰労金として支払う金額：6,000万円

1.	借方		貸方
	退職金	6,000万円	前払保険料
			2,000万円
			現金
			4,000万円
2.	借方		貸方
	退職金	6,000万円	前払保険料
			2,000万円
	雑損失	400万円	現金
			4,400万円
3.	借方		貸方
	退職金	6,000万円	前払保険料
			1,000万円
			雑収入
			600万円
			現金
			4,400万円
4.	借方		貸方
	退職金	6,000万円	前払保険料
			1,000万円
			雑収入
			5,000万円

(問題8)

(設問D) 村瀬さんが2018年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。2018年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～③はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	養老保険 (保険期間20年)	村瀬さん	村瀬さん	据置保険金	200万円	150万円 (年払い)	(注1)
②	個人年金保険 (払込期間35年)	村瀬さん	村瀬さん	年金 (一括受取)	800万円	700万円 (年払い)	(注2)
③	終身保険 (払込期間20年)	村瀬さん	村瀬さん	減額返戻金	100万円	120万円 (年払い)	(注3)

(注1) 3年前に満期が到来している。

(注2) 契約時には確定年金を選択しており、年金開始時に一時金を選択した。

(注3) 加入してから10年後に、保険金額300万円を150万円に減額した。

1. 0円
2. 25万円
3. 45万円
4. 50万円

(問題9)

(設問E) 明石さん(67歳・男性)の2018年分の収入は、下記<資料>のとおりである。明石さんの2018年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとし、計算結果については万円未満の端数は切り捨てること。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金+老齢基礎年金：200万円
- ② 企業年金：150万円
確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、明石さんは掛金を負担していない。
- ③ 個人年金保険：122万円(内訳：基本年金および増額年金120万円、配当2万円)
明石さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳だった。
(10年保証期間付終身年金 既払込保険料相当額1,254万円)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

<余命年数表(抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

- 1. 257万円
- 2. 281万円
- 3. 282万円
- 4. 286万円

(問題10)

(設問F) 桑原さんが2018年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。桑原さんの2018年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、①、②の契約には特約は付加されておらず、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料払込方法	年間払込保険料	備考
①	総合医療保険	2015年	月払い	60,000円	
②	定期保険	2010年	月払い	96,000円	
③	個人年金保険	2000年	月払い	84,000円	(注1) (注2)

(注1) 税制適格特約付個人年金保険である。

(注2) 個人年金保険部分の保険料は60,000円、医療特約部分の保険料は24,000円である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 110,000円
2. 115,000円
3. 120,000円
4. 125,000円

問3

川久保聡さん（以下「聡さん」という）は、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
川久保 聡	本人	58歳	1960年 9月30日生	会社員
川久保 幸子	妻	57歳	1960年12月 2日生	パートタイマー
川久保 貴大	長男	28歳	1990年 5月 6日生	会社員
川久保 千尋	長女	25歳	1992年12月22日生	会社員

[状況等]

- ・ 聡さんは、22歳で就職し、現在まで継続して厚生年金保険に加入している。
- ・ 幸子さんは、20歳で就職し、厚生年金保険に加入していたが、25歳で結婚を機に勤めていた会社を退職した。その後は専業主婦であったが、10年前からパートタイマー（厚生年金保険未加入）として働いている。
- ・ 幸子さんは、聡さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。
- ・ 聡さん、幸子さんとも、これまで公的年金保険料の未納期間はない。
- ・ 聡さん、幸子さんとも、障害基礎年金および障害厚生年金の受給権者ではない。
- ・ 貴大さんおよび千尋さんはともに未婚であるが、すでに別居しており、聡さんに生計を維持されていない。
- ・ 聡さんは、60歳以降も、1年単位の更新により、最長65歳まで嘱託社員として勤務を継続することができる。

(問題 1 1)

(設問A) 聡さんは、貴大さんおよび千尋さんに年間保険料に相当する金額を贈与して、払込期間10年の終身保険に加入することを、CFP®認定者に相談した。聡さんから2人の子どもへの生前贈与に当たっての税務上の留意点等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<契約形態>

保険種類	終身保険	
保険契約者（保険料負担者）	貴大さん	千尋さん
被保険者	聡さん	聡さん
死亡保険金受取人	貴大さん	千尋さん
保険料払込期間	10年	
年間保険料	100万円	100万円

1. 聡さんは、年間保険料に相当する金額を、貴大さんと千尋さんへ贈与する都度、贈与契約書を作成する。
2. 聡さんは、貴大さんと千尋さん名義の口座に贈与する金額を振り込み、貴大さんと千尋さんはその口座から保険料を払い込み、通帳・印鑑を自身で管理する。
3. 貴大さんと千尋さんが贈与を受けた資金で保険料を支払った場合、貴大さんと千尋さんは自らの所得として生命保険料控除の申告をすることはできない。
4. 現在検討している契約形態で終身保険に加入し、将来、聡さんの相続が発生した場合、貴大さんおよび千尋さんが受け取る死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。

(問題 1 2)

(設問B) 聡さんおよび幸子さんが受給する国民年金および厚生年金保険の老齢給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 聡さんが受給できる特別支給の老齢厚生年金は報酬比例部分のみであり、定額部分の支給はない。
2. 幸子さんが65歳になると、聡さんの配偶者加給年金額は支給停止となり、幸子さん自身の老齢基礎年金に振替加算が支給される。
3. 聡さんが老齢年金の支給繰下げの申出をする場合、繰下げ月数に0.7%を乗じた増額率により生涯増額される。
4. 聡さんが老齢年金の支給繰下げの申出をする場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金についてそれぞれ異なる繰下げ時期を選択することはできない。

(問題 1 3)

(設問 C) 聡さんは、下記<資料>の外貨建終身保険に加入することを検討している。下記<資料>の外貨建終身保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

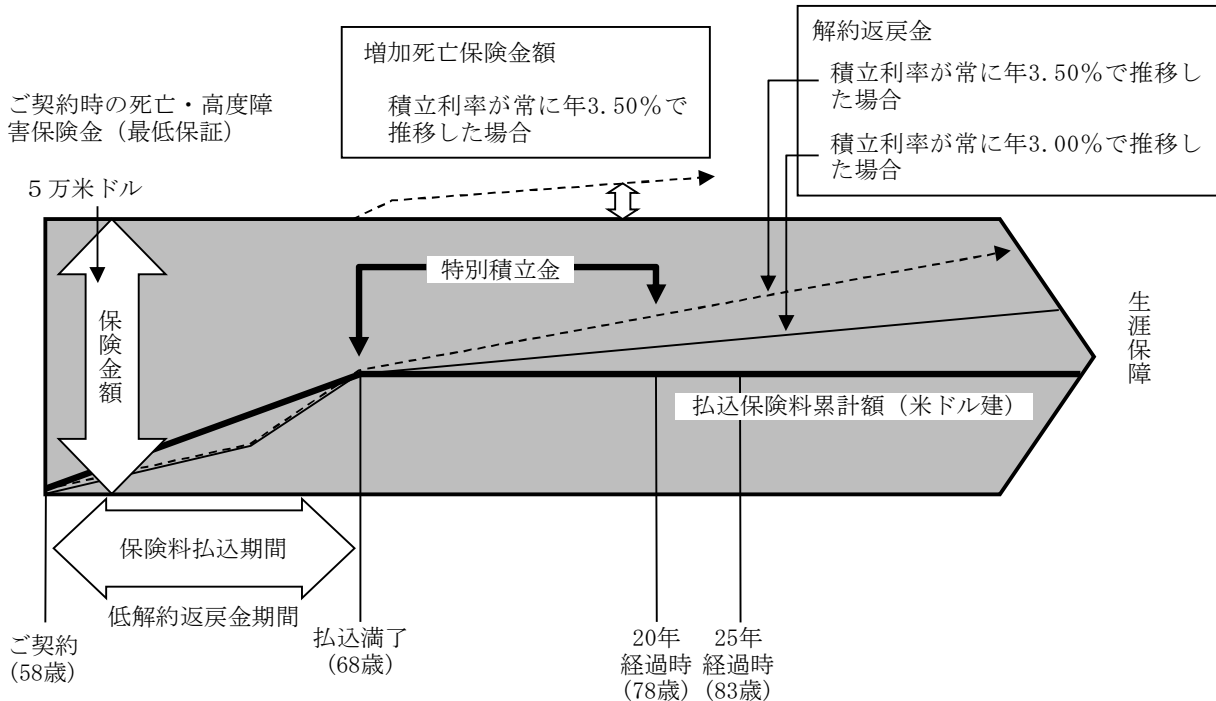
[米ドル建積立利率変動型終身保険低解約返戻金特則あり]

- ・ 保障内容はそのまま、基本プランと比べ割安な保険料でお申込みいただけます。
- ※低解約返戻金プランの場合、保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。

- ポイント 1：万一のそなえと、将来のための資産づくり
- ポイント 2：積立利率は、米ドル建で年 3.00% を最低保証
- ポイント 3：運用実績に応じて、積立利率を毎月見直し

ご契約例

- ・ 被保険者の契約年齢・性別：58歳・男性
- ・ 保険期間：終身
- ・ 保険料払込期間：10年払込満了
- ・ 保険金額：50,000米ドル
- ・ 年払保険料：3,430米ドル



- ・ 積立金が一定の条件を満たした場合、増加死亡保険金が発生します。
- ・ 契約から10年および20年経過時に、資産の運用実績に応じた特別積立金があります。
- ・ 積立利率が常に年3.00%で推移した場合、特別積立金はありません。
- ・ 低解約返戻金期間とは、解約返戻金の水準を低く設定している期間のことをいい、保険料払込期間と同一になります。

1. 低解約返戻金プランでは、保険期間を通じて、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る。
2. 米ドル建ての死亡・高度障害保険金額は、運用実績に応じて、契約時に定めた保険金額を上回ることも、下回ることもある。
3. 積立利率が最低保証利率を上回る水準で推移した場合、契約後10年および20年経過時に、特別積立金が積立金に積み増される。
4. 積立利率は、契約応当日に前年の金利水準の平均により、翌年の積立利率が改定される。

(問題14)

(設問D) CFP®認定者は、聡さんおよび幸子さんに老後資金の必要額についての一般的な説明をした。次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

公益財団法人生命保険文化センターの、「平成28年度生活保障に関する調査」によると、老後を夫婦2人で暮らしていくうえで必要と考えられている「老後の最低日常生活費」の平均額は、月額22.0万円、「ゆとりある老後生活費」は月額34.9万円となっている。セカンドライフの生活費を見込む際には、どのくらいの生活水準を望むか、あるいは、どのようなライフスタイルを実現したいかによって違いが出てくる。このため、(ア)を基に、生活費総額の目安を算出するとより柔軟なプランを立てることができる。

次に、月額的生活費がどのくらいの期間続くのかについては、セカンドライフのスタート後、最初の期間として(イ)、次に妻1人の期間の2つに分けて算出するのも方法の一つである。

また、早期退職や定年後の再雇用などで、セカンドライフのスタート年齢が変わる。セカンドライフのスタート年齢が早いほど、より多額の老後生活資金を、(ウ)期間で用意することになることも考慮しなければならない。

1. (ア) 老後の最低日常生活費
(イ) 夫が80歳になるまで
(ウ) 長い
2. (ア) 老後の最低日常生活費とゆとりある老後生活費の2とおり
(イ) 夫が80歳になるまで
(ウ) 短い
3. (ア) 老後の最低日常生活費
(イ) 末子が大学を卒業するまで
(ウ) 短い
4. (ア) 老後の最低日常生活費とゆとりある老後生活費の2とおり
(イ) 末子が大学を卒業するまで
(ウ) 長い

問4

山岸健一さん（以下「健一さん」という）は、個人事業主としてITコンサルティング事務所を営んでいます。自営業者の保障等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
山岸 健一	本人	38歳	1980年 2月 2日生	自営業
山岸 美穂子	妻	38歳	1980年 5月15日生	正社員
山岸 りな	長女	2歳	2015年12月11日生	保育園児
山岸 洋子	母	64歳	1954年10月22日生	無職

[状況等]

- ・ 健一さんは30歳の時から個人事業主としてITコンサルティング事務所を営んでおり、国民年金の第1号被保険者である。
- ・ 美穂子さんは22歳で就職し、現在まで継続して厚生年金保険に加入している。
- ・ 美穂子さんの勤務先では、企業年金制度は実施されていない。

(問題 15)

(設問A) 健一さんと美穂子さんは個人型確定拠出年金 (i D e C o) に関心がある。個人型確定拠出年金の加入手続きおよび規約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 健一さんが個人型確定拠出年金に加入する場合、掛金の納付は健一さん名義の預金口座からの口座振替のみとなり、他の方法では納付することができない。
2. 健一さんが個人型確定拠出年金に加入した後、掛金額は、1年に1回に限り変更することができる。
3. 健一さんが個人型確定拠出年金に加入した後、運用関連運営管理機関を変更する場合は、年金資産を現金化する必要はなく、新しい運用関連運営管理機関にそのまま移換することができる。
4. 美穂子さんが個人型確定拠出年金に加入する場合、美穂子さんの勤務先の事業主は、加入後毎年1回、企業年金制度の加入状況等について届け出る必要がある。

(問題 16)

(設問B) 健一さんは老後の生活資金準備に不安をもっており、個人年金保険に関心がある。一般的な個人年金保険 (健康状態などの告知が必要となるもの) の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者 (保険料負担者) = 被保険者 = 年金受取人とする。

1. 被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合、高度障害保険金を受け取ることができる。
2. 被保険者が年金支払開始日前に死亡した場合、死亡給付金 (保険金) を受け取ることができる。
3. 保証期間付終身年金で被保険者が年金支払開始後の保証期間中に死亡した場合、年金受取人の相続人が残りの保証期間に対応する年金、または一時金を受け取ることができる。
4. 個人年金保険に加入し個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、契約後10年以内に、保険料の払込を中断し、払済年金保険に変更することはできない。

(問題 17)

(設問C) 洋子さんは持病があるため、下記<資料>のR P社の限定告知型医療保険に加入することを検討している。下記<資料>の限定告知型医療保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[限定告知型終身医療保険 (無解約返戻金型)]			
このようなお支払いします			お支払額
主契約	入院	病気により入院したとき (日帰り入院から保障)	疾病入院給付金 1日につき10,000円 (ご契約日から1年以内は5,000円) 1入院60日限度 通算1,095日限度
		ケガにより入院したとき (日帰り入院から保障)	災害入院給付金 1日につき10,000円 (ご契約日から1年以内は5,000円) 1入院60日限度 通算1,095日限度
	手術	手術を受けたとき (何度でも保障)	手術給付金 1回につき10万円 (ご契約日から1年以内は5万円)
	死亡したとき	<保険料払込期間が終身の場合> 死亡保険金はありません。 <保険料払込期間が終身以外の場合> 死亡保険金 (入院給付金日額×10) をお支払いします。 ご契約日から1年以内にお支払事由に該当した場合の死亡保険金額は50%に削減されます (入院給付金日額×50%×10)。	
特約	先進医療 (1) 限定告知型先進医療給付特約	先進医療による療養を受けたとき (支払削減期間はありません)	先進医療給付金 1回の療養につき先進医療にかかる技術料と同額 1回の療養につき1,000万円限度 通算2,000万円限度
		先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき (支払削減期間はありません)	先進医療一時金 1回の療養につき15万円
	死亡 (2) 限定告知型終身保険特約	① 不慮の事故により死亡したとき (支払削減期間はありません) ② 死亡したとき (①の災害死亡保険金の支払われる場合を除きます)	災害死亡保険金 基本保険金額と同額 (基本保険金額) 100万円 死亡保険金 基本保険金額と同額 (ご契約日から1年以内は基本保険金額×50%)
この保険には1年間の支払削減期間が設けられていますのでご注意ください。 ご契約日から1年以内は給付金などのお支払額が50%に削減されます。			

告知項目

4つの告知項目がすべていいえならお申込みいただけます。医師の診査は不要です。

チェック 1	過去2年以内に、病気やケガで、入院（※1）をしたことまたは手術（※2）をうけたことがありますか？	はい	いいえ
チェック 2	過去5年以内に、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます。）および上皮内新生物（上皮内ガン）で入院（※1）をしたこと、または手術（※2）をうけたことがありますか？	はい	いいえ
チェック 3	現在、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます。）および上皮内新生物（上皮内ガン）、慢性肝炎、肝硬変で、医師の診察・検査（※3）・治療・投薬をうけていますか？（※4）	はい	いいえ
チェック 4	最近3ヵ月以内に、医師の診察または検査により入院（※1）または手術（※2）をすすめられたことがありますか？	はい	いいえ

※1 検査入院を含みます。ただし、検査の結果、治療の必要がなかった（病気やケガではなかった）場合、または、正常分娩による入院は除きます。

※2 先進医療による手術を含みます。

※3 検査待ち期間を含みます。

※4 前記疾病の疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます。

1. 洋子さんが、医師の診察時に「慢性肝炎の疑いがある」と医師に指摘されている場合、この保険に申し込むことはできない。
2. 洋子さんが、昨年胃潰瘍の疑いで検査入院したものの、検査の結果胃潰瘍ではなく治療の必要がなかった場合、この保険に申し込むことができる。
3. 洋子さんが、この保険に加入（主契約のみ。保険料払込期間は10年満了）し、契約日より半年後に不慮の事故で死亡した場合、死亡保険金として10万円が支払われる。
4. 洋子さんが、この保険に限定告知型先進医療給付特約を付加して加入し、契約日より半年後に先進医療給付金の支払われる療養を受け、先進医療に係る技術料25万円を負担した場合、同特約からは40万円が支払われる。

問5

佐野由紀子さん（以下「由紀子さん」という）は、2018年4月に夫の賢二さん（42歳・会社員）がガンにより死亡したため、社会保障制度からの給付や生命保険についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金などの支払いは一切なく、免責事項に該当する事由もないものとします。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	生年月日	備考
佐野 由紀子	本人	37歳	1981年 3月 2日生	会社員
佐野 大樹	長男	9歳	2009年 6月 15日生	小学生
佐野 ひかり	長女	6歳	2011年12月 10日生	小学生

※子ども2人は障害者には該当せず、由紀子さんと生計を同じくしている。

[状況等]

- ・ 由紀子さんは22歳から会社員（厚生年金保険加入）であり、賢二さん死亡時の年収は500万円である。
- ・ 賢二さんは22歳から会社員として勤務し、死亡時まで継続して厚生年金保険に加入していた。
- ・ 由紀子さんは現在KA社の定期保険特約付終身保険<資料1>に加入している。

<資料1> K A社

保険証券番号 ××-××××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	佐野 由紀子 様	ご印鑑 	契約日：2007年4月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	佐野 由紀子 様 契約年齢：26歳 女性 1981年3月2日生		
死亡保険金受取人	佐野 賢二 様 (夫) 受取割合10割		
■ご契約内容			
主契約・特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額	
終身保険	終身	保険金額 50万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。	
定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 350万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。	
収入保障保険特約	15年 (更新型)	年金額 100万円 ◇死亡または所定の高度障害状態になったとき、10年間にわたって年金を支払います。	
特定疾病保障定期保険特約	15年 (更新型)	保険金額 100万円 ◇悪性新生物 (ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。	
傷害特約	15年 (更新型)	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金 (保険金額の100%~10%)を支払います。	
災害入院特約	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇不慮の事故で1日以上入院のとき、災害入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。	
疾病入院特約	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇病気で1日以上入院のとき、疾病入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金 (疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。	
女性疾病入院特約	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇女性特有の病気やガンで1日以上入院のとき、女性入院給付金を支払います。 ◇女性特有の病気やガンで所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて女性手術給付金 (女性入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の女性入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。	
ガン入院特約	15年 (更新型)	日額 5,000円 ◇ガンで1日以上入院のとき、ガン入院給付金を支払います。 ◇ガンで所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じてガン手術給付金 (ガン入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。	
通院特約	15年 (更新型)	日額 3,000円 ◇病気や不慮の事故で入院をして退院後180日以内に通院のとき、通院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の通院給付金支払限度は30日、通算して700日となります。	
特定損傷特約	15年 (更新型)	1回 5万円 ◇不慮の事故で180日以内に骨折、腱の断裂、関節脱臼の治療をしたとき、特定損傷給付金を支払います。	
裏書事項			
保険証券番号 ××-××××××		承認	
代理請求特約付加 (2010年4月1日)		K A生命	

(問題 18)

(設問A) 賢二さんの死亡により、由紀子さんが受給する遺族年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 賢二さん死亡時に由紀子さんが受け取る遺族基礎年金額には、2人分の子の加算分が含まれる。
2. 賢二さん死亡時に由紀子さんが受け取る遺族厚生年金額は、賢二さんが厚生年金保険に加入していた期間を基に計算する。
3. ひかりさんが18歳に達する年度の末日を迎えた後に由紀子さんが受け取る遺族年金は、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算を加算した金額となる。
4. 由紀子さんが65歳に達し、本人が受け取る老齢厚生年金が、賢二さんの死亡により受け取る遺族厚生年金よりも多い場合、由紀子さんは遺族厚生年金を受け取ることができない。

(問題 19)

(設問B) 由紀子さんは、賢二さんの死亡後、賢二さんが保険契約者となっていた下記<資料>の生命保険の名義変更をした。名義変更に係る税務上の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<資料>

保険種類：無配当こども保険		
契約形態：		
	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	賢二さん	由紀子さん
被保険者	大樹さん	大樹さん
死亡給付金受取人	賢二さん	由紀子さん
満期保険金受取人	賢二さん	由紀子さん

満期時年齢：22歳
 満期保険金：200万円
 生存給付金（祝い金）：18歳時に40万円
 死亡給付金：月掛保険料相当額×経過月数
 満期までの総払込保険料：228万円
 相続発生までに賢二さんが支払った正味払込保険料合計額：127万円
 相続発生時の解約返戻金：120万円

1. 大樹さんが15歳の時に死亡した場合、由紀子さんが受け取る死亡給付金のうち賢二さんが支払った保険料に対応する部分は贈与税の課税対象となる。
2. 由紀子さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利は120万円で評価され、相続税の課税対象となる。
3. 満期時に由紀子さんが受け取る満期保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 満期前に由紀子さんが死亡して大樹さんに契約者変更をする場合、由紀子さんが賢二さんの相続により取得した生命保険契約に関する権利の部分も含めて、相続税の課税対象となる。

(問題 2 0)

(設問C) CFP®認定者は、由紀子さんの加入しているKA社の生命保険の疾病入院時の保障内容について説明した。2018年12月に由紀子さんが子宮ガンにより20日入院し、その間に約款に定められた所定の手術(手術給付金・女性手術給付金・ガン手術給付金の給付倍率は20倍)を受けた場合に受け取ることができる保険金・給付金の合計額として、正しいものはどれか。なお、悪性新生物(ガン)で所定の状態になったときに該当するものとする。

1. 600,000円
2. 1,400,000円
3. 1,500,000円
4. 1,600,000円

(問題 2 1)

(設問D) CFP®認定者は、由紀子さんの加入しているKA社の生命保険の交通事故による死亡時の保障内容について説明した。2019年10月に由紀子さんが交通事故で頸椎を骨折し、約款に定められた所定の手術(手術給付金の給付倍率は20倍)を受けたものの、入院して3日後に死亡した場合に受け取ることができる保険金・給付金の合計額として、正しいものはどれか。

1. 15,115,000円
2. 15,165,000円
3. 19,165,000円
4. 20,165,000円

(問題 2 2)

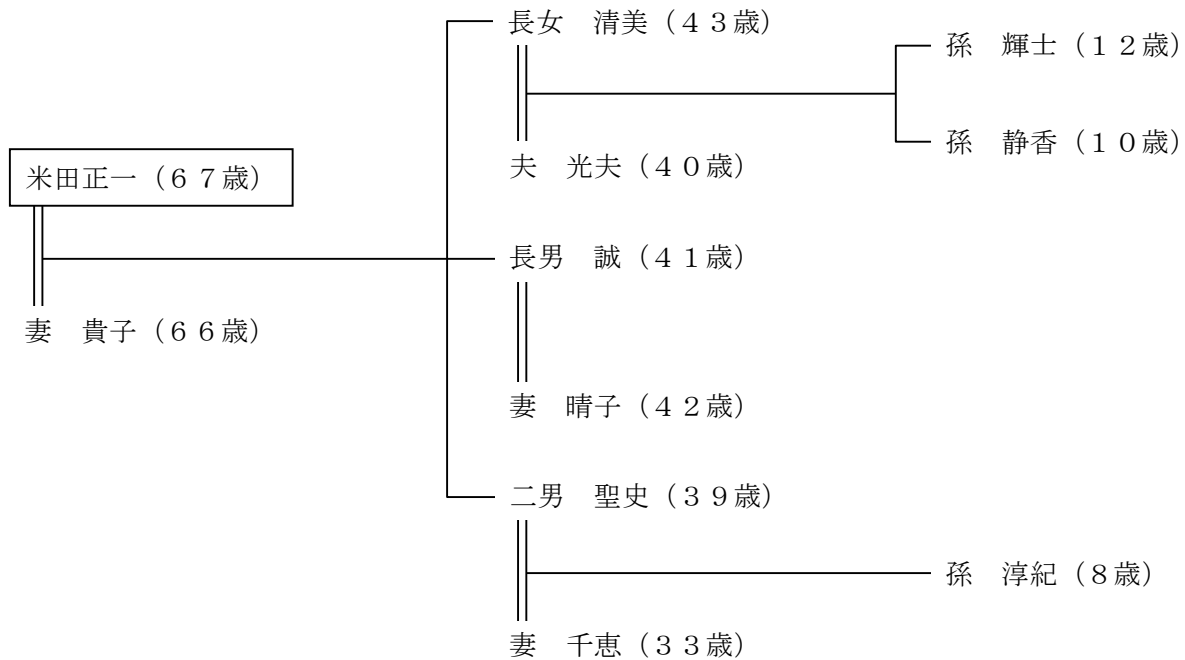
(設問E) 由紀子さんは賢二さんの死亡をきっかけに死亡保障の増額を検討している。一般的な死亡保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 終身保険、定期保険、養老保険を比較した場合、死亡保険金1,000万円当たりの保険料が一番高いのは終身保険である。
2. 保険事故発生から満期まで年金を受け取るタイプの収入保障保険の場合、期間の経過に応じて毎回の保険料が安くなる。
3. 収入保障保険は被保険者が死亡した際の保険金を年金で受け取るため、保険契約者(保険料負担者)と被保険者が同一の場合でも生命保険金の非課税金額の適用を受けることはできない。
4. 「非喫煙者料率」は、過去1年間(保険会社によって2年間)タバコを吸っていない場合、定期保険や収入保障保険などの保険料が割安になる取扱いである。

問6

神奈川県で非上場の株式会社PB社（以下「PB社」という）を経営する米田正一さん（以下「正一さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 妻の貴子さんはPB社の副社長である。
- ・ 長女の清美さんは専業主婦である。
- ・ 長男の誠さんはPB社の取締役営業部長である。
- ・ 二男の聖史さんは東京で会社員として勤務している。
- ・ 清美さん夫婦は正一さんの自宅に同居している。

[正一さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険を除く）]

自宅土地・建物：7,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額

PB社自社株：35,000万円

預貯金：4,000万円

有価証券等：2,000万円

その他の財産：1,000万円

[生命保険契約一覧] ※いずれも終身保険である。

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	備考
①	正一	正一	清美50% 輝士50%	2,000万円	
②			誠	3,000万円	
③			聖史50% 淳紀50%	2,000万円	
④		貴子	正一	1,000万円	
⑤	貴子	貴子	誠	2,000万円	
⑥	誠	貴子	誠	1,000万円	(注)
⑦	P B社	正一	P B社	5,000万円	

(注) 契約⑥は、正一さんから誠さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により、加入するものとする。

(問題23)

(設問A) 現時点で正一さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、誠さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、P B社は、役員退職慰労金規程に基づき、生命保険会社から支払われる契約⑦の死亡保険金のうち、3,000万円を死亡退職金として貴子さんに遅滞なく支払うものとし、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。また、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 1,700万円
2. 1,800万円
3. 2,000万円
4. 2,800万円

(問題 2 4)

(設問B) 正一さんは2人の息子のうち、長男の誠さんを後継者として考えている。誠さんには会社にかかわる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、清美さんや聖史さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこで、CFP[®]認定者は生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。CFP[®]認定者が行った代償分割に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 代償分割により、清美さんと聖史さんが誠さんから代償交付金を受け取った場合、その代償交付金は贈与税の課税対象となるため、清美さんと聖史さんの相続税の課税価格は変動しない。
2. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、保険契約者（保険料負担者）については正一さんまたは誠さんとする。
3. 代償財産を死亡保険金ではなく、不動産とした場合、その不動産は税務上、代償交付が履行された時点の時価で売却したものとして取り扱われる。
4. 死亡保険金を代償交付金として活用する場合、被保険者を正一さん、死亡保険金受取人を誠さんとする必要がある。

(問題 2 5)

(設問C) CFP[®]認定者は、[生命保険契約一覧] の契約④～⑥の終身保険について、正一さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、貴子さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）としての活用方法も説明した。生命保険を活用した相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 契約④について、正一さんが貴子さんよりも先に死亡し、保険契約者を貴子さん、死亡保険金受取人を清美さんに変更した場合、その後、貴子さんが死亡したときに清美さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
2. 契約④について、正一さんが貴子さんよりも先に死亡し、保険契約者および死亡保険金受取人をいずれも聖史さんに変更した場合、その後、貴子さんが死亡したときに聖史さんが受け取る死亡保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 契約⑤について、貴子さんが生存中に誠さんに保険契約者を変更した後、貴子さんが死亡した場合、誠さんが受け取る死亡保険金は、貴子さんが払い込んだ保険料と誠さんが払い込んだ保険料の割合に死亡保険金を按分し、貴子さんが払い込んだ保険料部分が相続税の課税対象、誠さんが払い込んだ保険料部分が一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 契約⑥について、正一さんが生存中に貴子さんが死亡した場合に、誠さんが受け取る死亡保険金は、全額が贈与税の課税対象となる。

問7

Q L株式会社（以下「Q L社」という）の代表取締役社長である浅尾雄介さん（以下「浅尾社長」という）は、ここ数年業績は良いものの、新規人材の採用が難しくなっており、今後の事業拡大に頭を悩ませています。そこで、役員・従業員の退職金を含む福利厚生制度等の見直しを検討するため、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

社名：Q L社
 業種：システム開発業
 設立：1999年11月1日
 資本金：1,200万円
 従業員数：50名（男性42名、女性8名）
 現在従業員の退職金制度はなし

[家族構成等]

氏名	続柄	その他
浅尾 雄介	本人	代表取締役社長（52歳）
浅尾 里美	妻	専業主婦
浅尾 凌平	長男	他企業に勤務
浅尾 彩香	長女	大学生

<資料>

[役員退職慰労金規程]（抜粋）

第1条（総則）

この規程は退任した取締役または監査役（以下「役員」という）の退職慰労金ならびに弔慰金について定めるものである。

第2条（退任の定義）

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ① 辞任
- ② 任期満了
- ③ 解任
- ④ 死亡

第3条（金額の算定）

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額の合計額とする。

役位別係数

代表取締役社長	2.5	取締役	1.5
専務取締役	2.2	監査役	1.0
常務取締役	2.0		

在任年数

1年未満の在任期間は月割りとし、1ヵ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヵ月に切り上げる。

第4条（功労加算）

在任中の功績が顕著と認められた役員については、功労金として前条により計算した金額の30%相当額を超えない範囲で加算することができる。

第5条（弔慰金）

弔慰金は以下の金額を支給する。

業務上死亡の場合：死亡時の報酬月額×12ヵ月

業務外死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

第6条（支給の時期）

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときは支給時期を延期することがある。

第7条（死亡役員に対する死亡退職金など）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

（問題26）

（設問A）浅尾社長が2018年10月31日に私傷病で死亡した場合、役員退職慰労金規程に基づき妻の里美さんに支払われる「役員退職慰労金」の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

- ・ 浅尾社長は設立と同時に代表取締役社長に就任し、死亡時の報酬月額は120万円であった。
- ・ 役員退職慰労金規程第4条に基づき、同規程第3条で計算した金額の30%を功労加算金として加算するものとする。

1. 5,400万円
2. 5,700万円
3. 7,020万円
4. 7,410万円

(問題 27)

(設問B) CFP®認定者は、退職金の支給原資を準備する方法として終身ガン保険への加入を提案した。下記<条件>に基づき、QL社が終身ガン保険に加入した場合、保険料支払時のQL社の経理処理として、正しいものはどれか。

<条件>

保険種類：終身ガン保険（解約返戻金あり）
 契約日：2018年12月1日
 保険契約者・死亡保険金受取人・入院給付金受取人：QL社
 被保険者：従業員（45歳男性）
 入院給付金（日額）：10,000円
 年払い保険料：146,000円
 保険期間：終身
 保険料払込期間：60歳払込満了

[参考] 2012年4月27日 法人が支払う「ガン保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達・抜粋)

1. 終身払込みの場合

加入時の年齢から105歳までの期間を計算上の保険期間(以下「保険期間」という)とし、当該保険期間開始の時から当該保険期間の50%に相当する期間(以下「前払い期間」という)を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち2分の1に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

(注) 前払い期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払い期間とする。

2. 有期払込みの場合

保険期間のうち、前払い期間を経過するまでの期間にあっては、次に定める処理を行う。

※保険料払込期間が終了するまでの期間

次の算式により計算した金額(以下「当期分保険料」という)を算出し、各年の支払保険料の額のうち、当期分保険料の2分の1に相当する金額と当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

[算式]

$$\text{支払保険料(年額)} \times \frac{\text{保険料払込期間}}{\text{保険期間}} = \text{当期分保険料(年額)}$$

1.	借方	貸方
	支払保険料 9,125円	現金・預金 146,000円
	前払保険料 136,875円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 18,250円	現金・預金 146,000円
	前払保険料 127,750円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 27,375円	現金・預金 146,000円
	前払保険料 118,625円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 36,500円	現金・預金 146,000円
	前払保険料 109,500円	

(問題28)

(設問C) 浅尾社長は、知り合いの保険会社の営業担当者から、従業員退職金準備のため企業型の確定拠出年金を提案されたので、CFP[®]認定者に相談した。今回の提案の確定拠出年金には生命保険会社の利率保証型確定拠出年金保険が含まれていた。この利率保証型確定拠出年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険期間は5年または10年で設定され、満期時には必ず元本（払込保険料）を上回るよう設定されている。
2. 毎月の保険料（掛金）に適用される保証利率は、その時点の国債の流通利回り等を基準に運用環境に応じて設定され、保証期間満了まで適用される。
3. スイッチングで他の商品への預替え等により中途解約する場合には、解約返戻金が元本（払込保険料）を下回ることがある。
4. 勤務先を退職し、他の企業の確定拠出年金や個人型の確定拠出年金に移換する場合、元本（払込保険料）を下回ることがある。

(問題 29)

(設問D) CFP[®]認定者は、退職金の支給原資を準備する方法として福利厚生型の養老保険（ハーフタックスプラン）への加入を提案した。保険料の1/2を福利厚生費として損金算入が認められるためにはどのように導入すればよいか浅尾社長と検討した。次の記述のうち、福利厚生型の養老保険の設定の方法として、最も適切なものはどれか。

1. 入社3年以内の従業員の定着が良くないことを考慮し、入社3年経過してから加入対象となるよう設定する。
2. 福利厚生制度であるため、年齢や役職にかかわらず全員平等になるよう、保険料を一律月額2万円に設定する。
3. 従業員の上位職位へのモチベーションを上げるため、役職別に保険金額を設定する。
4. 死亡保険金受取人を会社とし、会社が受け取った死亡保険金を死亡退職金・弔慰金として遺族に支払うように設定する。

(問題 30)

(設問E) CFP[®]認定者は、福利厚生制度を充実させるためにさまざまな提案を行った。以下の福利厚生制度を採用した場合の従業員に対する所得税の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 昼食として500円の仕出し弁当を、会社が200円（月額4,000円）負担し、従業員に300円で提供した場合、この仕出し弁当の会社負担額については課税されない。
2. 会社設立20周年記念で従業員全員を対象に2泊3日の台湾旅行を実施する場合、費用は課税されない。
3. 会社が勤続10年ごとに永年勤続の記念として、従業員に3万円相当の記念品を支給した場合、費用は課税されない。
4. 遠方に住んでいる従業員が新幹線通勤を希望したので、会社が1ヵ月当たり12万円の新幹線普通車の通勤定期代を支給した場合、この通勤定期代は非課税となる。

問 8

損害保険の制度と仕組み等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 1)

(設問A) 損害保険契約者保護機構に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 破綻した損害保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社が現れない場合であっても、損害保険契約者保護機構が破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐことはない。
2. 損害保険契約者保護機構は、破綻した損害保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社に、資金援助を行う。
3. 自動車損害賠償責任保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月経過後に発生した保険事故の場合、損害保険契約者保護機構による補償割合は80%である。
4. 家計地震保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月経過後に発生した保険事故の場合、損害保険契約者保護機構による補償割合は80%である。

(問題 3 2)

(設問B) 損害保険に関連した紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自転車同士の事故による損害賠償に関する紛争については取り扱っていない。
2. 一般社団法人保険オンブズマンでは、顧客と外資系損害保険会社や保険仲立人等の間で生じた紛争について取り扱っている。
3. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、損害保険に関する一般的な相談や損害保険会社に対する苦情解決手続き、紛争解決手続きを行う。
4. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、共済に関する一般的な相談や苦情解決手続き、紛争解決手続きを行う。

(問題 3 3)

(設問C) 損害保険の基礎用語に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が発生した場合の手続き等が記載されている。
2. 重要事項説明書には、保険商品の内容などの「契約概要」および「注意喚起情報」が記載されている。
3. 全損とは、保険の目的が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことである。
4. 告知義務とは、保険を契約した後、契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の目的などに生じたとき、契約者または被保険者が保険会社に告げる義務のことである。

(問題 3 4)

(設問D) 保険業法が定める申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者（保険料負担者）は個人とし、記載のない事項についてはクーリングオフの要件を満たしているものとする。

1. 家財を保険の目的とする保険期間5年の火災保険は、クーリングオフの対象となる。
2. 自家用小型乗用車を被保険自動車とする保険期間3年の自動車損害賠償責任保険は、クーリングオフの対象となる。
3. 営業用什器備品を保険の目的とする保険期間2年の火災保険は、クーリングオフの対象となる。
4. 専用住宅を保険の目的とする保険期間1年の火災保険は、クーリングオフの対象となる。

問9

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題35)

(設問A) 平尾さんは、住宅建物(延べ床面積113m²)を保険の対象として住居建物総合保険と地震保険を契約している。平尾さんの住宅建物が保険期間中に地震による火災で焼失した場合、下記<条件>に基づき、住居建物総合保険と地震保険から支払われる損害保険金、費用保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[平尾さんの契約内容]

保険契約者・記名被保険者・建物所有者：平尾さん
 保険期間：2018年7月1日から10年間
 地震保険期間：2018年7月1日から5年間(自動継続)
 保険の対象：木造モルタル塗瓦葺専用住宅1棟
 建物保険価額：1,600万円(門、塀または垣を含まない)
 建物保険金額：1,600万円(免責金額：5万円)
 特約：地震火災費用特約(保険証券に記載された支払割合5%)
 建物地震保険金額：800万円

[損害額]

建物の損害額：1,600万円(全損)
 損害防止費用：消火活動に使用した消火器の再取得費用として10万円(実費)

<資料1>

[住居建物総合保険普通保険約款(抜粋)]

第1章 補償条項

第1条～第2条—省略—

第3条 [保険金を支払う場合と支払保険金の計算]

当社は、この章および第2章基本条項に従い、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当する場合に、その損害に対して、別表1の「当社が支払う保険金の計算」に規定する損害保険金を支払います。

第4条 [保険金を支払わない場合]

- (1) 当社は、別表1の「当社が保険金を支払わない場合」に該当する場合は、損害保険金を支払いません。
- (2) 当社は、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当しない場合は、損害保険金を支払いません。

第5条—省略—

第6条 [損害防止費用および権利保全行使費用]

(1) 保険契約者または被保険者が、第3条 [保険金を支払う場合と支払保険金の計算] の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約の普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次の①から③に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

(2) ~ (4) -省略-

[別表1]

事故の種類	当社が保険金を支払う場合	当社が支払う保険金の計算	当社が保険金を支払わない場合
火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	建物保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。 $\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$	当社は、次のア. からエ. に掲げる事由によって発生した損害に対しては、損害保険金を支払いません。 ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ウ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 エ. 上記ウ. 以外の放射線照射または放射能汚染

以下-省略-

<資料2>

[地震火災費用特約 (抜粋)]

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険金を支払う場合と支払保険金の計算]

当社は、この特約に従い、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当する場合に、別表1の「当社が支払う保険金の計算」に規定する地震火災費用保険金を支払います。なお、当社は、支払う地震火災費用保険金と損害保険金の合計額が保険金額を超える場合でも、地震火災費用保険金を支払います。

第3条 [保険金を支払わない場合]

- (1) 当社は、別表1の「当社が保険金を支払わない場合」に該当する場合は、地震火災費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、別表1の「当社が保険金を支払う場合」に該当しない場合は、地震火災費用保険金を支払いません。

第4条～第5条—省略—

[別表1]

当社は、次表の「当社が保険金を支払う場合」に該当する場合に、次表の「当社が支払う保険金の計算」に規定する地震火災費用保険金を支払います。ただし、次表の「当社が保険金を支払わない場合」に該当する場合は、地震火災費用保険金を支払いません。

保険金の種類	当社が保険金を支払う場合	当社が支払う保険金の計算	当社が保険金を支払わない場合
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象の損害の状況が次の①から⑤のいずれかに該当する場合には、火災によって保険の対象が損害を受けたため臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。 ① 保険の対象である建物が半焼以上となったとき。 ② 保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となったとき。 ③ 保険の対象である家財が全焼となったとき。 ④ 保険の対象である家財明記物件を収容する建物が半焼以上となったとき。 ⑤ 保険の対象である家財明記物件が全焼となったとき。	1回の事故につき、1建物敷地内ごとに保険証券に記載された支払限度額を限度とし、次の算式によって算出した額を地震火災費用保険金として、支払います。 $\begin{matrix} \boxed{\text{地震火災費用}} \\ \boxed{\text{保険金の額}} \end{matrix} = \boxed{\text{保険金額}} \\ \times \begin{matrix} \boxed{\text{保険証券に記載}} \\ \boxed{\text{された支払割合}} \end{matrix}$	当社は、次のア. からウ. に掲げる事由によって発生した費用に対しては、地震火災費用保険金を支払いません。 ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ウ. 上記イ. 以外の放射線照射または放射能汚染

以下—省略—

<資料3>

[地震保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 用語の定義条項

第1条－省略－

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- （注）一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

第3条～第4条－省略－

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

以下－省略－

1. 875万円
2. 880万円
3. 885万円
4. 890万円

(問題 36)

(設問B) 会社員の安西さんは、自家用自動車を運転中に誤って停車中の相手車両に追突してしまい、相手車両および安西さんの車両に損害が生じた。下記<条件>に基づき、個人総合自動車保険から支払われる対物賠償責任保険金と車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。
 なお、解答に当たっては、下記<資料1>～<資料3>を参照すること。

<条件>

[安西さんの個人総合自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：安西さん
 対人賠償責任保険金額：無制限
 対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：3万円）
 ※対物超過修理費用特約が付帯されている。

人身傷害補償保険金額：3,000万円
 車両保険金額：200万円（免責金額：5万円）
 ※車対車事故免責ゼロ特約が付帯されている。


車両保険価額：200万円

[その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額は、<資料1>のとおり。
- ・ 安西さんおよび相手のいずれの損害額も確定した金額で、双方にケガはない。
- ・ 相手車両の登録番号や運転者の氏名および住所も確認済み。
- ・ <資料2>第4条（1）の「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していない。

<資料1>

[事故状況]

<p>安西さんの車両 過失割合：100%</p>	 <p>追突</p>	<p>相手車両：停車中 過失割合：0%</p>
------------------------------	---	-----------------------------

[損害額]

安西さんの車両損害額（修理費用）：40万円
 相手車両の損害額（修理費用）：80万円
 ※事故日から2ヵ月で修理完了
 ※修理に伴う車の価額増加や残存物の発生はない

相手車両の保険価額（時価額）：60万円
 損害防止費用（実費）：7万円

<資料 2 >

[個人総合自動車保険普通保険約款 (抜粋)]

第1章—省略—

第2章 事故により相手のものを壊した場合の補償

○対物賠償責任条項

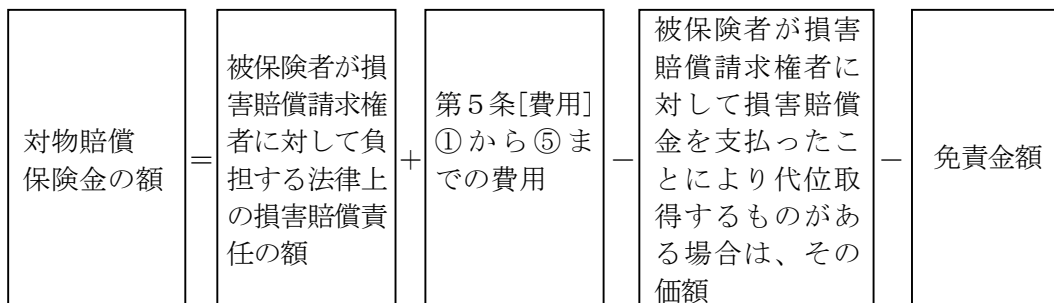
第1条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと（以下この条項において「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条—省略—

第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。



(2) —省略—

第5条 [費用]

保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑦までの費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

- ① 損害防止費用
- ② 権利保全行使費用
- ③ 緊急措置費用
- ④ 落下物取片づけ費用
- ⑤ 原因者負担費用
- ⑥、⑦—省略—

第6条～第13条—省略—

第3章—省略—

第4章 事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償

○車両条項

第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害およびご契約のお車の盗難による損害に対して、この条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

(2) 本条(1)の「ご契約のお車」には、付属品を含みます。

第2条～第4条—省略—

第5条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損	保険価額	車両保険金額
② 分損	$\text{第6条 [損害の額の決定] ②の損害の額} - \text{免責金額}$ (保険価額を限度とします。)	$\left(\text{第6条 ②の損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{車両保険金額}}{\text{保険価額}}$ (車両保険金額を限度とします。)

(2) ~ (4) -省略-

第6条 [損害の額の決定]

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために、ご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その残存物の価額}}$$

以下-省略-

<資料3>

[対物超過修理費用特約 (抜粋)]

第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次の①から④の条件をいずれも満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

- ① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
- ② 普通保険約款対物賠償責任条項による対物賠償保険金が支払われること。
- ③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の時価額を上回ると認められること。
- ④ 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6ヵ月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

(2) -省略-

第3条 -省略-

第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の時価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の時価額}}}$$

(2) -省略-

以下-省略-

[車対車事故免責ゼロ特約（抜粋）]

第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第2条 [車両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用]

当社は、この特約により、車対車事故によってご契約のお車に生じた損害に対して普通保険約款車両条項第5条 [お支払いする保険金の計算] (1) ②または普通保険約款に付帯される他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、その免責金額を差し引きません。ただし、車対車事故の相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限りです。

- ① 登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）
- ② 車対車事故の発生の際の運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所

以下—省略—

1. 117万円
2. 119万円
3. 124万円
4. 127万円

(問題 37)

(設問 C) 工務店に勤務する成田さんは、工作中的の事故により負傷して病院に入院し治療していたが、事故日から60日後に死亡した。下記<条件>に基づき、総合傷害保険(普通傷害型)から支払われる保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、事故日は保険期間中であり、これまでに保険金の支払いはないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[成田さんの総合傷害保険(普通傷害型)の契約内容]

死亡・後遺障害保険金額：1,000万円

入院保険金額(日額)：15,000円(支払限度日数90日)

通院保険金額(日額)：10,000円

手術保険金額：入院保険金額(日額)の5倍・10倍

※他の特約は付帯されていない。

[事故状況および治療状況]

- ・ 高所から落下し脊椎の損傷を負い、その治療のため入院し、入院中に手術を1回受けた。
- ・ 死亡するまでの入院日数は60日間である。
- ・ 後遺障害は発生していない。
- ・ 通院はしていない。

※いずれも確定した損害および日数である。

<資料>

[総合傷害保険普通保険約款(抜粋)]

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については死亡・後遺障害保険金額、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保険金を支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

第2条～第3条—省略—

第4条(死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

問10

戸建て住宅を2014年5月に購入して居住している個人事業主の北山さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

北山さん (49歳) : 個人事業主
妻 (50歳) : パートタイマー
長女 (23歳) : 会社員 (両親と同居・同一生計、未婚)
長男 (19歳) : 大学生 (両親と別居・同一生計、未婚)
北山さんの父 (87歳) : 無職 (北山さんと同居・同一生計)

[北山さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類 : 地震保険付帯住宅総合保険
保険契約者＝被保険者 : 北山さん
保険期間 : 住宅総合保険 2014年5月1日から30年間
地震保険 2014年5月1日から5年間 (自動継続)
保険の目的 : 鉄骨造陸屋根2階建て専用住宅1棟
保険金額 : 住宅総合保険金額 4,000万円
地震保険金額 2,000万円

<契約②>

保険種類 : 住宅総合保険
保険契約者＝被保険者 : 北山さん
保険期間 : 2014年5月1日から5年間
保険の目的 : <契約①>の保険の目的である建物内収容家財一式
保険金額 : 2,500万円

<契約③>

保険種類 : 自動車保険
保険契約者＝記名被保険者 : 北山さん
保険期間 : 2018年10月11日から1年間
被保険自動車 : 自家用小型乗用車・所有者は北山さん
保険金額 : 対人賠償責任保険金額 無制限 (1名につき)
対物賠償責任保険金額 無制限 (1事故につき)
人身傷害補償保険金額 7,000万円 (1名につき)
一般車両保険金額 120万円
ノンフリート等級 : 10等級

特約：運転者年齢条件特約（26歳以上補償）
 他車運転危険担保特約（自動付帯）
 ※他の特約は付帯されていない。

<契約④>

保険種類：所得補償保険
 保険契約者＝被保険者：北山さん
 保険期間：2018年4月1日から1年間
 保険金額：月額60万円（就業不能期間1ヵ月についての金額）
 免責日数：7日

<契約⑤>

保険種類：介護費用保険
 保険契約者：北山さん
 被保険者：北山さんの父
 保険期間：1992年10月15日から終身
 保険金額：医療費用・介護施設費用保険金額（月額） 10万円
 介護諸費用保険金額（月額） 20万円
 臨時費用保険金額 100万円
 特約：なし

（問題38）

（設問A）北山さんが契約している<契約①>と<契約②>の保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. <契約①>の地震保険付帯住宅総合保険では、ひょうが降り、北山さんの自宅天窓が破損して30万円の損害が発生した場合、補償の対象となる。
2. <契約②>の住宅総合保険では、空き巣に侵入され、北山さんの自宅内にあった現金10万円が盗まれた場合、補償の対象となる。
3. <契約②>の住宅総合保険にも地震保険を付帯する場合、保険金額は750万円から1,000万円の範囲内で設定することになる。
4. <契約②>の住宅総合保険に地震保険を付帯するときに時価30万円を超える絵画を保険の対象として保険証券に明記していた場合、地震保険の補償の対象となる。

(問題 39)

(設問B) 北山さんが契約している自動車保険のノンフリート等級別料率制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 交差点で信号待ちしていた相手車両に追突して相手方に対物賠償責任保険金が支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」であり、更新後の等級は9等級となる。
2. 飛石により窓ガラスが破損し、車両保険金が支払われた場合、当該事故は「1等級ダウン事故」であり、更新後の等級は9等級となる。
3. 横断歩道を横断中の歩行者に接触して相手方に対人賠償責任保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は7等級となる。
4. 北山さんが運転中の事故でケガを負い人身傷害補償保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は11等級となる。

(問題 40)

(設問C) 北山さんは、事故で重傷を負い2018年7月1日から14日間入院し、その後、医師の治療を受けながら20日間自宅療養し、その間、まったく働くことができなかった。北山さんが契約している所得補償保険から支払われる保険金の額として、最も適切なものはどれか。なお、北山さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は90万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就労不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定することとする。

1. 54万円
2. 68万円
3. 81万円
4. 102万円

(問題 4 1)

(設問D) 北山さんの父に介護が必要になった場合、北山さんが契約している介護費用保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については介護費用保険の保険金支払いの要件を満たしているものとする。

1. 要介護状態であることを医師が診断し、所定の日数を超えてその状態が継続した場合、医師の診断日から要介護状態でなくなった日までが支払対象期間となる。
2. 高度先進医療に要する費用は、医療費用・介護施設費用保険金の支払い対象となる。
3. 療養に関する費用として病院に支払った差額ベッド料は、介護諸費用保険金の支払い対象となる。
4. 介護用車いすの購入費用は、臨時費用保険金の支払い対象となる。

問 1 1

C F P[®]認定者は、製造業であるNW株式会社（以下「NW社」という）についてのリスクマネジメントと、関連する損害保険についてアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[NW社の概要]

事業内容：食品製造業

※その他、通信販売、レストラン・売店の運営のほか、本社ビルの一部を賃貸事務所・店舗としている。

資本金：1億円

従業員：100名（うちパートタイマー・アルバイト40名）

所有建物：製造工場（鉄骨サイディング造2階建て 5,000m²）

本社ビル（鉄筋コンクリート造7階建て 1,500m²）

6階～7階 本社事務所

2階～5階 貸事務所・貸店舗

1階 レストラン・売店

(問題 4 2)

(設問A) 企業活動のリスクと対応する損害保険について、C F P[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. 製造工場が火災により損壊し、操業停止を余儀なくされた場合の喪失利益（営業利益・経常費）に対する備えとして、企業費用・利益総合保険を検討した方がよい。
2. 本社ビルの管理上の不備により、本社ビルの施設が破損した場合の修理費用に対する備えとして、施設所有（管理）者賠償責任保険を検討した方がよい。
3. 通信販売事業において個人情報漏えいしたことにより、会社が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対する備えとして、個人情報漏えい保険を検討した方がよい。
4. 製造工場で労災事故が発生した場合、災害補償規定に基づく政府労災保険（労働者災害補償保険）の上乗せ補償に対する備えとして、労働災害総合保険（法定外補償条項）を検討した方がよい。

(問題 4 3)

(設問B) 法人向け普通火災保険と、同保険に付帯する拡張危険担保特約についてCFP[®]認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。なお、火災保険の拡張危険担保特約は、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。

1. 普通火災保険では、風災、ひょう災や雪災による損害も保険金支払いの対象となる。
2. 電氣的・機械的事故特約は、自社ビルにおいて過電流により空調設備が損壊したことによって生じた損害は保険金支払いの対象となる。
3. 地震危険担保特約は、家計地震保険と同様に、すべての損害保険会社に共通して建物5,000万円までが保険金支払いの対象となる。
4. 水災危険担保特約は、豪雨により工場が浸水し損害を被った場合、保険金支払いの対象となる。

(問題 4 4)

(設問C) 法人向け損害保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯しないものとする。

1. 取引信用保険では、継続的な商取引を行っている取引先が、倒産や支払遅延等により販売代金等の支払債務を履行しないことによって被る損害が補償の対象となる。
2. 約定履行費用保険では、偶発的事由が生じた際に第三者との間で一定の金銭等の債務を履行または免除する約束を取り決めている場合、その約束を履行することで被る損害が補償の対象となる。
3. 雇用慣行賠償責任保険では、会社内で発生した従業員のセクシャルハラスメント等の不当行為に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となる。
4. 動産総合保険では、保険の対象である動産について、さまざまな偶発的な事故による損害を補償の対象としており、地震や噴火による損害も補償の対象となる。

問 1 2

広告業である株式会社HA社（以下「HA社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、HA社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：積立普通傷害保険

保険契約者：HA社

被保険者：HA社の全従業員（20名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 1,000万円

入院保険金額（日額）2,000円

通院保険金額（日額）1,000円

満期返戻金 106万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：一時払い保険料 108万円

積立特約保険料 105万円

平準積立保険料 103万円

死亡保険金受取人：HA社

保険期間：2015年4月1日から5年間

[契約②]

保険種類：自動車保険

保険契約者：HA社

被保険自動車：HA社の社有車（帳簿価額300万円）

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害補償保険金額 5,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 380万円

保険期間：2018年4月1日から1年間

(問題 4 5)

(設問A) 2017年度末(2018年3月31日)におけるHA社の契約している積立普通傷害保険(20名分)の保険料に係る経理処理(税務処理)に関して、資産計上すべき「前払保険料(前払費用)」の金額として、最も適切なものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いはないものとする。

1. 20万円
2. 30万円
3. 40万円
4. 60万円

(問題 4 6)

(設問B) HA社が契約している積立普通傷害保険(20名分)が満期を迎え、HA社が満期返戻金を受け取った際に、法人税の課税対象となる金額(課税所得に含まれる金額)として、最も適切なものはどれか。なお、満期時における契約者配当金はないものとする。

1. 0円
2. 20万円
3. 40万円
4. 60万円

(問題 4 7)

(設問C) HA社が契約している自動車保険の被保険自動車が、2018年10月に県道を走行中に単独事故で全損となり、車両保険金として380万円が支払われた。HA社は、この保険金を使って3週間後に新たに同じ車種の車両(代替資産)を350万円で取得した。HA社が新車両について圧縮限度額まで圧縮記帳を行う場合、廃車等のために支出した費用を30万円とすると、再取得車両の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。

1. 250万円
2. 300万円
3. 350万円
4. 380万円

問 1 3

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 会社員の西岡さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。西岡さんが2018年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない保険契約は考慮しないものとする。

<資料>

[契約①]

保険種類：自動車保険
保険契約者＝保険料負担者：西岡さん
記名被保険者：西岡さん
保険期間：2018年6月1日から1年間
年間保険料（一時払い）：120,000円

[契約②]

保険種類：地震保険付帯住宅火災保険
保険契約者＝保険料負担者：西岡さん
保険の目的：西岡さんの自宅建物
保険期間：火災保険 2018年1月1日から5年間
地震保険 2018年1月1日から1年間（自動継続）
保険料：火災保険料（長期一括払い）400,000円
地震保険料（年払い） 35,000円

[契約③]

保険種類：所得補償保険
保険契約者＝保険料負担者：西岡さん
被保険者：西岡さん
保険期間：2018年8月1日から1年間
年間保険料（一時払い）：16,000円

[契約④]

保険種類：ペット保険
保険契約者＝保険料負担者：西岡さん
保険期間：2018年4月1日から1年間
保険料（月払い）：2,000円

＜所得税の地震保険料控除の控除額の速算表＞

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)

1. 35,000円
2. 37,000円
3. 48,000円
4. 50,000円

(問題49)

(設問B) 賃貸アパートを経営する個人事業主の高倉さんは、下記＜資料＞の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料を支払った。高倉さんが支払った保険料のうち、2018年分の所得税の計算上、必要経費に算入できる金額として、最も適切なものはどれか。なお、下記＜資料＞のほかに保険契約はないものとする。また、賃貸アパートの居室はすべて賃借人が入居しており、高倉さんとその家族は当該アパートには居住していない。

＜資料＞

保険種類：地震保険付帯火災保険
 保険契約者＝保険料負担者：高倉さん
 保険の対象：高倉さんの所有する賃貸アパート
 保険期間：火災保険 2018年7月1日から5年間
 地震保険 2018年7月1日から5年間
 保険料：火災保険料（長期一括払い） 1,200,000円
 地震保険料（長期一括払い） 1,600,000円

1. 120,000円
2. 240,000円
3. 280,000円
4. 560,000円

(問題50)

(設問C) 会社員の牧村さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結している。これらの保険契約に係る保険金の税務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<資料>

[契約①]

保険種類：自動車保険

保険契約者＝保険料負担者：牧村さん

記名被保険者：牧村さん

補償内容：車両保険と人身傷害補償保険が付帯されている。

[契約②]

保険種類：golfer保険

保険契約者＝保険料負担者：牧村さん

被保険者：牧村さん

補償内容：ホールインワン・アルバトロス費用担保特約が付帯されている。

[契約③]

保険種類：普通傷害保険

保険契約者＝保険料負担者：牧村さん

被保険者：牧村さん

死亡保険金受取人：牧村さんの配偶者

補償内容：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

1. 牧村さんが自動車事故により寝たきりとなり、[契約①]の人身傷害補償保険の後遺障害保険金5,000万円を牧村さんが受け取った場合、所得税の課税対象とはならない。
2. 牧村さんが所有する車両が自動車事故により損害を受け、[契約①]の車両保険金200万円を牧村さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 牧村さんがゴルフプレー中にアルバトロスを達成し、贈答用記念品購入費用を補てんするものとして、[契約②]のホールインワン・アルバトロス費用保険金100万円を牧村さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 牧村さんが不慮の事故で死亡し、[契約③]の死亡保険金5,000万円を牧村さんの配偶者が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。